

68. 69年の全国大学闘争の頂點となり、労働者・市民・学生を広く結集して日本本級闘争の焦点へと成了。一月東大安田防護戦が東大闘争の發展の必然的帰結として国家権力と全面的に対決する事になった様に、明大闘争も、否東大一日大闘争を経過した明大闘争は、当初よりの国家権力と全般的な対決する内的必然性を有していた。69年4月、たび重なる機動隊の学館乱入、それに対する学校当局の欺瞞的対応と大学立法を媒介にして全化し、6月17日の学生大会における零スト権確立、全学部単対封鎖をもって戦われた明大闘争は、国会における大学立法の強行採決・成立・適用過程の中で、69年10月9日暴力装置をもつてわれわれの闘争圧殺を図つて来た国家権力と全面的に対決することになった。それが一昨年の國家権力の彈圧は目にあらざるもの院徹底抗戦であった。この日の闘

大學新聞紙——を借り、今までの明
大の教職員・学生・新入生の皆さ
んに、現在第1回まで進行した明
大大学院徹底抗戦公判の経過を報

明大裁判

て、証人として出廷して来た、警視庁公安部公安第一課の私服警察官や、機動隊員を追及し、彼らの訴言のあいまいさ、論理の破綻を攻撃しながら、証人自身の道義性・思想性をも追及する事によって権威

問を被告官自ら行なうことによって、単に明大討争の過程を法廷に再現させることではなく、そこで問われるのは、なぜそこまで問われたのかを、根柢的問題が何であるのかを、現実の闘争課題の中から引き出すことによって、どれだけ現実の闘争

傍聴人に退席命令を下すと、十二名の廷吏がその一名を暴力的に取り囲み、抗議した他の傍聴人の多くも法廷外に連れ出し、さらには警察力で機動隊に引き渡し日出公園まで追い出したのである。

数取大に谷に統一に、かつての「司法権の独立」、「裁判の中立」等と言う国民感に対する、自らの手で自らの幻想による乱罪・放火罪・暴發物取締罰則等の重罪適用や、破防法攻撃による圧の体制固めがなされ、それと共に、かつての「司法権の独立」

多くの明大の闘う学友を排除し、徹底抗戦組7人との分断を図つた。

かくしてこの日われわれの最先頭に立って戻った7名は、國家権力とそれに対応した明治公爵の彈圧の中で擁護されて行った。その後、國家権力は7名の学友に対し全く機械的に勾留延長を企て、更によ原君に對しては不當にも傷害罪をチッチ上げ、彼のみを五ヶ月間に亘って勾留したのである。

大学当局者の犯罪性を暴く 司法権力総体への攻撃

出廷し、それぞれ明大闘争の過程や大学当局の犯罪的対応教授会の無能力的反人民性 中教審Ⅱ大学立法の反動性、さうに自主改革路線の欺瞞性等について、具体的的事実を列挙しながら疑惑し、パリケード闘争＝全共闘運動の意義、正当性を全面的に展開して行った。続いて第十一回公判へ、われわれは学校側の犯罪者の一人である松田元学生部長を証人として申請した。

しかし、学校側は、「多忙である」とか「検討中」とかの理由で四ヶ月以上も出廷を拒否し続けてきたのであるが、安る三月五日、ようやく庭辯に引きずり出すことに成功し、多くの傍聴人と共に強固な憤怒一致の下で断固とした攻撃を開始しようとしていた。しかし、われわれのこうした攻撃に恐怖した裁判長は、強権的訴訟指揮権の發動を持ってわれわれに対応し、証人の発言に抗議した二名の

権側の主張に対し、「このよう
混乱状態を反省しないのなら、
護人側は誰も歴問権を放棄した
のとみなす」と言って一方的に
廷を宣したのである。こうした
判決の強権発動は、東大裁判闘
争以降一直して裁判所がわれわれ
対して取ってきた態度であり、
法の幻想性の暴露以外の何物で
ない。

の明大公判にもあらわれた、裁判長の強権的訴訟指揮権の行使、國家権力による弾圧の一環である。われわれは明確にこうした攻撃を粉碎して行かなくてはならない。次回、出廷予定の中川学長証言に毎回あつては、今回以上の弾圧的な裁判所の弾圧が予想される事は必至である。われわれは、こうした弾圧にひるむ事なく、裁判の攻撃を粉碎し司法権力總体との対決を起る中で、権力に追従しないで来た大學当局の最高責任者である学長を徹底的に糾弾して行く決意である。

明大の学年の皆さんのが次回公判に結集し、共に公判抗争を戦いつて行く事を強く強く訴え、薬吉にしたいと思います。

第12回公判 四月九日P・M・
・〇〇、 東京地裁
中川学長証人出席

大学当局者の犯罪性を暴露し、

-司法権力総体への攻撃を開始

出廷し、それぞれ明大闘争の過程や大学当局の犯罪的対応教授会の無能力的反人民性 中教審Ⅱ大学立法の反動性、さうに自主改革路線の欺瞞性等について、具体的的事実を列挙しながら疑惑し、パリケード闘争＝全共闘運動の意義、正当性を全面的に展開して行った。続いて第十一回公判へ、われわれは学校側の犯罪者の一人である松田元学生部長を証人として申請した。

しかし、学校側は、「多忙である」とか「検討中」とかの理由で四ヶ月以上も出廷を拒否し続けてきたのであるが、安る三月五日、ようやく庭辯に引きずり出すことに成功し、多くの傍聴人と共に強固な憤怒一致の下で断固とした攻撃を開始しようとしていた。しかし、われわれのこうした攻撃に恐怖した裁判長は、強権的訴訟指揮権の發動を持ってわれわれに対応し、証人の発言に抗議した二名の

権側の主張に対し、「このよう
混乱状態を反省しないのなら、
護人側は誰も歴問権を放棄した
のとみなす」と言って一方的に
廷を宣したのである。こうした
判決の強権発動は、東大裁判闘
争以降一直して裁判所がわれわれ
対して取ってきた態度であり、
法の幻想性の暴露以外の何物で
ない。

回の明大公判にもあらわれた、裁判長の強権的訴訟指揮権の行使、國家権力による弾圧の一環である。われわれは明確にこうした攻撃を粉碎して行かなくてはならない。次回、出廷予定の中川学長証言に毎回あつては、今回以上の弾圧的な裁判所の弾圧が予想される事は必至である。われわれは、こうした弾圧にひるむ事なく、教判の攻撃を粉碎し司法権力總体との対決を起る中で、権力に追従しないで来た大學当局の最高責任者である学長を徹底的に糾弾して行く決意である。

明大の学年の皆さんのが次回公判に結集し、共に公判抗争を戦いつて行く事を強く強く訴え、薬吉にしたいと思います。

傍聴人に退席命令を下すと、十名の廷吏がその一名を暴力的に取り囲み、抗議した他の傍聴人の多くも廷外に連れ出し、さうして警察力＝機動隊に引き渡し日比公園まで追い出したのである。ついで裁判長の訴訟指揮に抗議して、審察権の排除を要求して、裁判の認明を求める被告をこれまで次々と退席させるという驚くべき

数取大にき谷長統重罪・放火罪・暴發物取締罰則等の適用や、破防法攻撃による体制固めがなされ、それと共に「裁判の中立」等と謂う国民感覚に対し、自らの手で自らの幻想を暴露し始めた。それは、司法権の独立性による弾壓攻撃の中立性の執行を担当し、裁判所からが国家権力による弾壓攻撃の中立性の執行を担当し、裁判所からが國家権力による弾壓攻撃の中立性の執行を担当し、裁判所から